

独立行政法人大学入試センターにおける公的研究費の不正使用防止に係る基本方針

令和4年4月1日

理事長 裁定

独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）では、独立行政法人大学入試センターにおける公的研究費の取扱いに関する規則第3条第2項の規定に基づき、センターにおける公的研究費について不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために、以下のとおり取り組むものとする。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うための不正防止対策に関してセンターの内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系をセンターの内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入して管理する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関するルール等について、センターの内外からの相談を受け付ける窓口を整備するとともに、公的研究費の不正への取組に関するセンターの方針等を外部に公表する。

6. モニタリング等

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、センター全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。